

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部障がい福祉課

番号 11

許認可等の内容		特例地域相談支援給付費の支給
根拠法令及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の15第1項
審 査 基 準	関係条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則第34条の53 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行細則第25条
	基準 (未設定の場合は その理由)	支給決定については、次の基準により行う。 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） ・茅ヶ崎市支給決定基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成25年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）